

街中を散歩をしていると、数年間だれも住んでいないような空き家を見かけることがあります。相続の協議が進まないのでしょうか？それとも相続をしたけど誰も住む予定がなくそのままにしているのでしょうか？最近ではこの空き家が増えてきて、社会問題にもなっております。街の景観が悪くなる、浮浪者が侵入して火を出したりする、老朽化して地震で倒壊する恐れがある…など、空き家は色々な問題があります。

建物を壊して更地にするより、建物をそのまま残しておいた方が固定資産税が安くなります。住宅敷地が200㎡までなら固定資産税が6分の1です。それが理由で建物を壊さずそのままにしているケースも多いと思います。

しかし、この空き家問題を解消するために「空き家対策特別措置法」という法律ができました。自治体から危険な空き家と指定されると、その固定資産税の軽減が受けられなくなります。また、空き家所有者に代わって行政が建物の解体を行い、その解体費用を所有者に請求するという「行政代執行」が行われるようにもなりました。

そうすると、今まで以上に維持費がかかるようになります。所有しているだけで税負担が重くのしかかる、まさに「負動産」です。

小田原周辺地域でも人口減少が進んでおり、不動産の売却がだんだん難しくなってきております。空き家がそのままになっているのであれば、早めに売却してしまうのが良いかもしれません。

相続手続き、遺産分割協議がまだ済んでいないという方がいらっしゃいましたら、お気軽にご相談ください。

幸せを遺す 遺言・相続セミナー

相続のことについて勉強したことがない方
誰に相談したら良いか分からないという方
相続の基本について、わかりやすく説明します。
みなさんと一緒に学びましょう。

| | | |
|-----------------|-----------------|-----------------|
| 参加費：無料 | 真鶴地域情報センター | 湯河原商工会館 |
| 相続入門編 | 6月12日（金） | 6月7日（日） |
| 遺言・家族信託編 | 7月17日（金） | 7月12日（日） |
| 相続対策編 | 8月28日（金） | 8月23日（日） |

*日程が変更になることがありますので、必ず電話でご確認ください。

●時間 10：00～12：00
(5分前までにご来場ください)

お申し込み TEL：0465-39-1900
(行政書士長尾影正事務所まで)

参加特典 エンディングノート差し上げます。

先着10名様までです。お気軽にご参加ください。



◆講師：長尾影正（ながおかげまさ）◆
昭和49年7月生 湯河原町出身、小田原市在住
行政書士
宅地建物取引主任者
公認不動産コンサルティングマスター
2級ファイナンシャル・プランニング技能士
NPO 法人相続アドバイザー協議会 認定会員
一般社団法人家族信託普及協会 会員



住まいる株式会社
代表取締役 長尾影正
小田原市鴨宮666番地の1
TEL:0465-20-8501
<http://www.i-kinokuniya.net>